

第 64 回滋賀県景観審議会 議事概要

●日時：平成27年12月17日（木）14時～16時

●場所：滋賀県庁北新館5階5C会議室

●内容：〔議事〕

- (1) 滋賀県景観審議会会長および会長代理の選出について
- (2) 滋賀県景観審議会専門部会の設置について
- (3) 第 64 回滋賀県景観審議会への諮問について

〔報告〕

- ・滋賀県の景観・屋外広告物行政の現状等について

●出席委員：青山香菜委員、川崎雅史委員（会長）、小西佐枝委員、佐伯祐二委員、外園光江委員、轟慎一委員（会長代理）、西岡功一委員、平井利佐委員、福島正春委員、福谷晃委員（13名中10名出席）（50音順）

●議事に関する意見および質問ならびに事務局説明要旨：

（注）委員の意見または質問は○、事務局の説明は◆

【質疑応答】

(1) 滋賀県景観審議会会長および会長代理の選出について

- 川崎委員を会長、轟委員を会長代理とする。

(2) 滋賀県景観審議会専門部会の設置について

- 議案のとおり、広域景観形成検討専門部会と屋外広告物適正化検討専門部会を設置する。前者の部会長を川崎委員が、後者の部会長を轟委員が務める。

(3) 第 64 回滋賀県景観審議会への諮問について

- 第 12 期審議会においては、景観法に基づき各市が景観行政団体になる中で、広域的景観形成の観点から議論してきた。琵琶湖を中心とした眺望景観を主題とし、視点場の選定や、対岸の景観をチェックする方策等について議論してきた。普及が進む太陽光パネルが広域的景観に及ぼす影響について、整理が必要。
- 広告物については、第 12 期の審議会において琵琶湖尾周辺地域に設置される広告物の色彩・発光基準導入に関する議論をしてきた。札幌市の看板落下事故も踏まえ、今後は安全性の観点からの議論も必要と考える。
- 今年度から県が具体的に着手した歴史的街道景観形成については、今年度3月末までに県で方針策定を行う予定であるため、審議会で集中的に議論したい。ソフト・

ハード両面の多岐に渡る課題を整理し、歴史的な街道・基軸の骨格を見極める必要がある。県外の取組みについて情報を収集し資料に盛り込んでほしい。

- 景観行政団体協議会における合意事項というのは、13市が今後定めて下さいという合意で、歴史的街道の方針策定の暁には、これまでに合意された琵琶湖の合意事項に歴史的街道の内容を付け加えることを考えていくということか。
- ◆ 平成27年1月の内容については、琵琶湖周辺で極力景観を阻害する建築物等が建設されないように、一定の配慮を求める景観影響調査制度を湖辺各市が制度化することについて、県と13市で構成する景観行政団体協議会で進めていくということで合意した。一方、歴史街道の方針については、県からの発信という形にするなど、最終的にどのような成果として取りまとめるかをこれから協議会の場で市の意向を見極めて決めたい。
- 歴史的街道の「歴史的」をどう考えるのかについて注意すべき。街道というと中近世をイメージするが、ヴォーリズなど明治・大正の近代建築にも景観価値の高いものがある。戦後においても、緑地協定に基づく生け垣や勾配屋根等を採用する町並み景観形成の取り組みもある。新しい住宅地であっても周辺景観と調和した景観づくりにつながる取り組みもある。戦後の住民が協力して作ってきた街道景観をどの程度まで想定して方針に盛り込むのかに注意を要する。今回の調査結果データは県民の活用にも供するため公開することが望ましいが、逆に方針において歴史的な資産の活かし方を一元的に決め過ぎることも避ける必要がある。
- ◆ まちの姿を近世に戻すのではなく、その後の現代に至る地域生活を踏まえた景観を考える必要がある。先進的な取り組みの一つに、大津市の京町通りで作成された「旧東海道修景ガイドライン」がある。非常に貴重なものは保存し、それ以外のものも、機能を活かしつつデザインに町並みを意識した工夫を施すようにしようという形で編集されている。
- 街道景観のカルテには、建物の年代、構造、回数、色、植樹、路面の舗装状況など現地の景観構成要素が挙げられているが、どのような法制度がかかっているのか、住民団体の組織があるのかについては調査しているのか。大津市と草津市は既に景観団体協議会を立ち上げて対岸景観や東海道の景観形成に向けた取り組みを進めているが、市町の取り組みをどこまで把握しているのか。物の保全だけでなく、地域間の横つなぎや、先人の記憶を残す取り組みは、基本的かつ重要。
- ◆ 資料調査として、HP等から活動主体を割り出したり、文献から参考情報を収集したりしている。景観形成に向けた仕組みづくりも方針に記載する予定。例えば、長浜市では歴史まちづくり法を活用しており、まちづくり会社がまちづくりの主体として活躍している。法令やまちづくり活動団体、取り組み事例等についてインターネットやヒアリングにより情報収集中である。
- 大津市の京町通りで作成された修景ガイドラインの大部分は、専門家・研究者がい

れば作れるが、問題は地元の合意形成をどう実現するのかということである。まちなみ協定や地区計画を推進するのであれば、全員合意を要する。居住者の合意形成がないと、景観形成が難しいと思う。

- ◆ 大津市の例では、地元の地道な協議とともに、まずは限定エリアに特化して取り組みを進め、合意形成の順序を踏んで少しずつ成果を見せていく工夫がされている。合意形成を進めることのハードルについても念頭に置いて方針をまとめたい。
- 東海道、中山道などの歴史的な資産を活かし、観光部局の補助金を活用した整備を進めるべきではないか。滋賀県は全国で3番目に文化資源が多い県なのに観光資源として活かしきれておらずもったいない。国も成長戦略として観光産業を推進していくことになり、多言語による発信やサイン表示の必要性が大きくなる。
- 建築士会では、空き屋活用に係る国の補助により、不動産業者、司法書士等と協議会を立ち上げ、今までに彦根市と協定を結んでいる。今後は県の住宅部局を通じて、他の市町とも協定を結んでいきたい。市町では対応できない相談窓口を協議会でできる体制を整備する予定。空き家の最大の問題は相続の不備により持ち主が分からない場合が多いことなので、来年度から司法書士に調査を頼む予定。
- 景観は、緑地、建築物、沿道等トータルで見ることが必要であり、情報収集は重要。建築物の修景ガイドラインの作成と、歴史まちづくりを違う部署が実施するという場合も多く、建築の沿道の問題とそれに合わせて道をどうするのかといった部局間の横断も必要であると考え。膨大な情報量になるが、県が作成する方針においては、重要なポイントを分かりやすく示してほしい。
- 電柱の及ぼす景観支障は大きい。彦根市のベルロード、守山市の一部で電線の地中化がされている。大津市でも京町通りでガイドラインを作成され、今後地中化を進めるとのこと。コストがかかり、電力会社や地権者との協議が重要であるが、電線がないと景観がすっきりする。
- 緑化が重要である。近江八幡では町並み景観を意識して自宅前の緑化に取り組まれている。環境や景観の観点で、壁面や屋上緑化を自発的に行い、県から表彰を受けている企業もある。そのような取り組みを伸ばすため、賞のようなインセンティブも重要。
- 居住者の合意形成を後押しするソフト対策が重要で、行政のマネジメントも必要。保存する重要な要素と、その要素間をつなぐ地域全体をどう考えるのかの整理が重要である。歴史的街道の歴史という点を吟味すると、ヴォーリズや記憶遺産など幅広い事項が重要であることが示せるはず。方針を策定しても具体的な施策実現は一歩ずつだと思うが、市民の機運を高める情報発信力も大切。空き屋対策で協議会が立ち上がったという力強い報告もあったので、そのような課題や方策も加味してほしい。地方創生や高齢化、国際化の中での観光対策と連携することで、景観まちづくりを滋賀県としての活力づくりにつなげることができる。

- 諮問事項に関しては、継続審議とする。

〔報告〕滋賀県の景観・屋外広告物行政の現状等について

- 新たな近隣景観形成協定の締結・認定が減っている理由は、協定締結すべき候補地域が出尽くしたということか、もしくは財政的な理由があるのか。
- ◆ 市が景観施策を実施するようになり、制度周知が行き届かなくなっていることも考えられる。財政的理由とは関係がない。今後周知や働きかけを図っていきたい。歴史街道景観方針を踏まえた成果の一つとして、近隣景観形成協定締結を盛り込むことも考えている。
- 広告物に関しては、一般的に通行車両を対象とする大規模なものが過剰に掲出されやすいが、地域ブランド力を高めるために、県民市民に強く協力を求めると進めやすいのではないかと。